

同志社大学 政法会 広島県支部会則

(名称)

第1条 本会は、同志社大学政法会広島県支部と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務局を広島市に置く。

(目的)

第3条 本会は、同志社大学政法会支部規程に基づき設置し、支部会員相互の親睦と啓発を図り、本部の事業に協力し、同志社大学法学部及び大学院法学研究科の充実発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 支部会員の相互の親睦と啓発を図る事業
- (2) 本部の行う事業に対する協力
- (3) 支部会員名簿の整備
- (4) 本部及び他の支部との連絡調整
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員の資格)

第5条 本会は、同志社大学政法会会員であって、原則として広島県に住所を有する者で構成する。

(会費)

第6条 会員は、別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(役員)

第7条 本会には次の役員をおく。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 支部委員 10名以内
- (5) 支部監査委員 2名
- (6) 顧問 若干名

(役員を選任)

第8条 支部長、副支部長、事務局長、支部委員及び支部監査委員は、支部総会において支部会員の中から選任する。

2 本会に功労のあった支部会員については、支部委員会の推薦に基づき、支部総会において顧問に選任することができる。

(役員職務)

第9条 支部長は、支部の会務を統括し、本会を代表する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、支部長が予め指定した順序によりその職務を代行する。

3 支部委員は、支部委員会に出席し、その業務を処理する。

4 各支部委員は、本会と各支部会員との連絡を図り、本会の目的達成に努める。

5 支部監査委員は、本会の収支及び財政の状況を監査し、支部委員会に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第10条 役員任期は、選任された日から2年後の定時支部総会の終結までとし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、増員又は補欠により選任された役員任期は、他の在任者又は前任者の任期の残任期間とする。

(支部総会)

第11条 支部総会は定時支部総会及び臨時支部総会とする。

2 定時支部総会は、原則として毎年6月に開催する。

3 臨時支部総会は、支部委員会において必要と認めたときに開催する。

4 支部総会は、支部長が招集し、その議長となる。

5 支部総会を招集するには、開催日の2週間前までに各支部会員に対して、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した通知を発しなければならない。ただし、やむを得ない理由又は妥当な理由がある場合はこの限りではない。

6 支部総会は、役員を選任、事業報告及び収支決算、事業計画及び収支予算、会則の変更並びに支部委員会において必要と認められた事項を審議し議決する。

7 支部総会の議事は、出席支部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(支部委員会)

第12条 支部委員会は、支部長、副支部長及び支部委員をもって構成する。

2 支部委員会は、支部長が招集し、その議長となる。

3 支部委員会は、臨時支部総会開催に関する事項、総会に提出する議題、資産管理に関する事項、顧問の推薦に関する事項、事業計画及び収支決算に関する事項、会則の施行について必要な事項、会則の変更並びに支部長が必要と認められた事項を審議し議決する。

4 支部委員会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(書面等による支部総会及び支部委員会)

第13条 支部長は、必要があると認めるときは、支部総会又は支部委員会の招集を行わず、書面その他の方法により支部会員又は支部委員会構成員の承認を得ることにより、支部総会又は支部委員会の議決に代えることができる。

2 前項に規定する議決については、第11条及び前条の規定を準用する。

(会計)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本会の業務遂行に要する費用は、会費、支部総会の都度徴収する支部総会会費及びその他の収入をもって充てる。

(報告事項)

第15条 支部長は、会長に対して次の事項を報告しなければならない。

(1) 支部総会の概要(総会招集通知書発送数を含む。)

(2) 役員の変動(その都度遅滞なく)

(3) 支部会則の変更

(4) 年次収支決算状況。ただし、本部からの補助金等を受け入れた年度に限る。補助金の運用を翌期に繰り越した場合も同じとする。

(5) 本部会長から報告を求められた事項

(定めのない事項)

第16条 本会則に定めのない事項については、同志社大学政法会会則に準拠して支部委員会が決定、処理する。

(会則の変更)

第17条 本会則の変更は、支部委員会の議決を経て、支部総会において議決する。

附 則

本会則は、2002年5月10日から施行する。

附 則

本会則は、2016年6月30日から施行する。

附 則

本会則は、2021年6月30日から施行する。